

○臨床工学技士の死亡、失踪宣告による名簿登録の消除申請手続について

<p>手続概要</p>	<p>臨床工学技士の免許を取得した後、臨床工学技士が死亡し、又は失踪の宣告を受けた時は、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に臨床工学技士名簿登録の消除を申請するとともに、免許証を返納しなければなりません。その時に必要な申請手続です。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>臨床工学技師法施行規則第4条・第8条第1項</p>
<p>申請方法</p>	<p>【提出先】 申請書類等は、厚生労働省(下記住所)へ書留で郵送してください。 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 (〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2)</p>
<p>その他</p>	<p>【手続対象者】 戸籍法による死亡等の届出義務者 【提出時期】 死亡等の日の翌日から30日以内 【手数料(説明)】 なし 【相談窓口】 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>